回覧

関係地区にお住まいの皆様

大分県別府土木事務所長 杵築市危機管理課長

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について

平素より大分県の土木行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 県では平成15年度から、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関す る法律」(土砂災害防止法)に基づき、土砂災害の恐れのある区域について基礎調査を行い 「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うとともに、市と協働してハ ードとソフトによる総合的な土砂災害対策を推進し、安全安心な地域づくりに努めていると ころです。

貴行政区における調査の結果、別紙資料に示す区域が土砂災害の恐れがある箇所として確認されましたのでお知らせします。日頃より避難路、避難場所を確認するとともに、雨天時には最新の気象情報や斜面のひび割れや山鳴りなど土砂災害の前兆現象に留意し早めの避難を心がけてください。

調査結果の詳細につきましては、添付のパンフレット等をご参照いただくか、下記担当者 までお問い合わせください。

今後とも土砂災害防止法に基づく現地調査及び区域指定に対する皆様のご理解、ご協力を お願いします。

調査結果に関するお問い合わせ

別府土木事務所 河港砂防課 砂防班 工藤 古川 TEL 0977-67-0215

避難所・避難場所に関するお問い合わせ

 杵築市
 危機管理課
 防災係
 合田
 西山

 TEL 0978-62-1802

土砂災害警戒区域の指定について

大分県では、<u>田居区</u>において、土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所の調査を行いました。調査に当たり田居区の皆様方のご協力を頂き感謝申し上げます。

今回の調査は、万が一の土砂災害発生に備え、<u>行政の「知らせる努力」と住民の皆</u> 様方の「知る努力」で、土砂災害による人的被害をゼロにする取り組みの一つです。

今後は、調査結果内容について、<u>田居区</u>の皆様方にお知らせすると共に、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定に向けた手続きを進めていくこととなります。

区域の指定が行われると、<u>杵築市により、土砂災害ハザードマップ*1(土砂災害予</u> <u>測図)が作成</u>される事となり、<u>災害情報の伝達や避難が素早くできるよう警戒避難</u> 体制の整備が図られる事となります。

田居区の皆様方におかれましては、<u>万が一の土砂災害発生に備え、調査結果内容についてご確認を頂きますと共に、「日頃の備え」を万全にし、いざという場合の「早めの避難」への心がけをお願いいたします。</u>

※1 ハザードマップ(災害予測図)は、これまで主に河川が氾濫した時などに、浸水する区域や水深などを想定したものが策定されており、土砂災害の危険箇所は大まかな範囲を示すのみとなっていました。今回の調査結果に基づき区域指定されると、土砂災害ハザードマップとして、土砂災害の発生形態を考慮した詳細なハザードマップが作成されることとなります。ハザードマップは、国・県からの情報提供に基づき杵築市により策定されます。

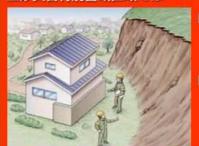
区域指定されると・・・

土砂災害警戒区域では・・・



災害情報の伝達や避難が早くできるよう 警戒避難体制の整備が図られます。

土砂災害特別警戒区域では・・・



- ■家の新築・増改築する際、 土砂災害に対し建築物が安全か建築確認がされます。
- ■住宅宅地分譲や老人ホーム、 病院等の建築を行う際、開 発行為に対し許可が必要に なります。
- ■著しい損壊が生じるおそれのある建築物所有者に対し、移転等 の勧告が図られます。

【参考】土砂災害警戒区域の設定基準について

区域設定は、過去の土砂災害の発生状況などに基づき設定されています。

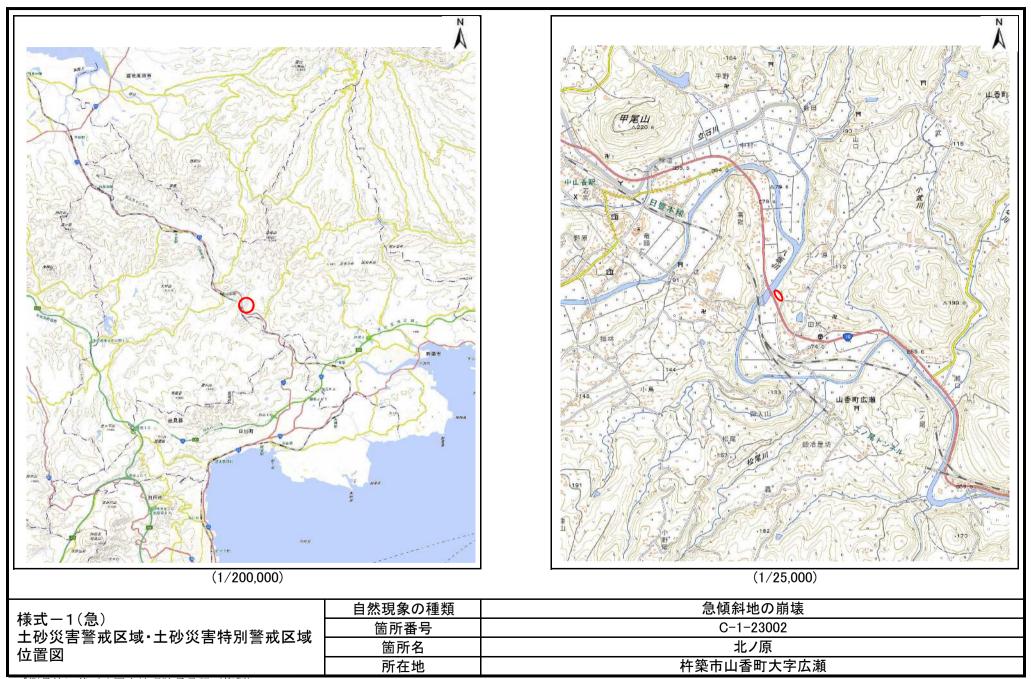
≪土石流の場合≫

- ・土石流は急な勾配変化点、谷の出口などで発生し、直進性がある。
- ・土石流は谷の出口で扇状に広がっていく(概ね左右に30度の角度で広がる)
- ・大きな段差がなければ平坦地に到着するまで流れ出る(勾配が2度未満の地点まで)

≪がけ崩れの場合≫

- ・がけ崩れの到達距離は、概ねがけの高さの2倍までで、最大で50m程度
- がけ崩れで被害が発生するのは、がけの高さが5m以上

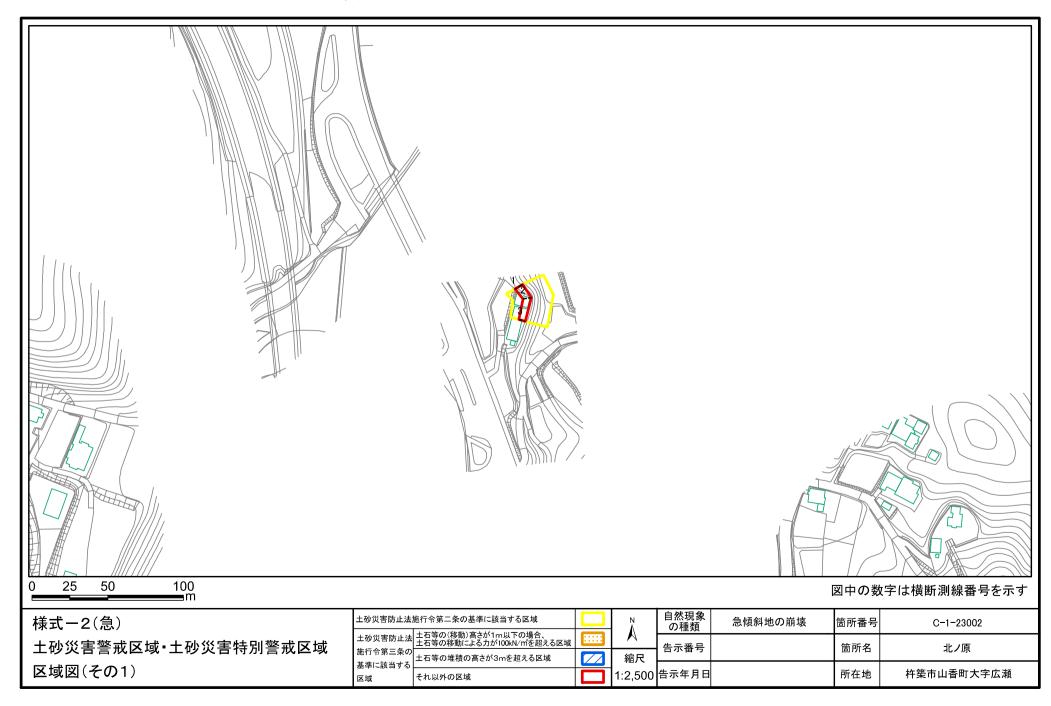
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



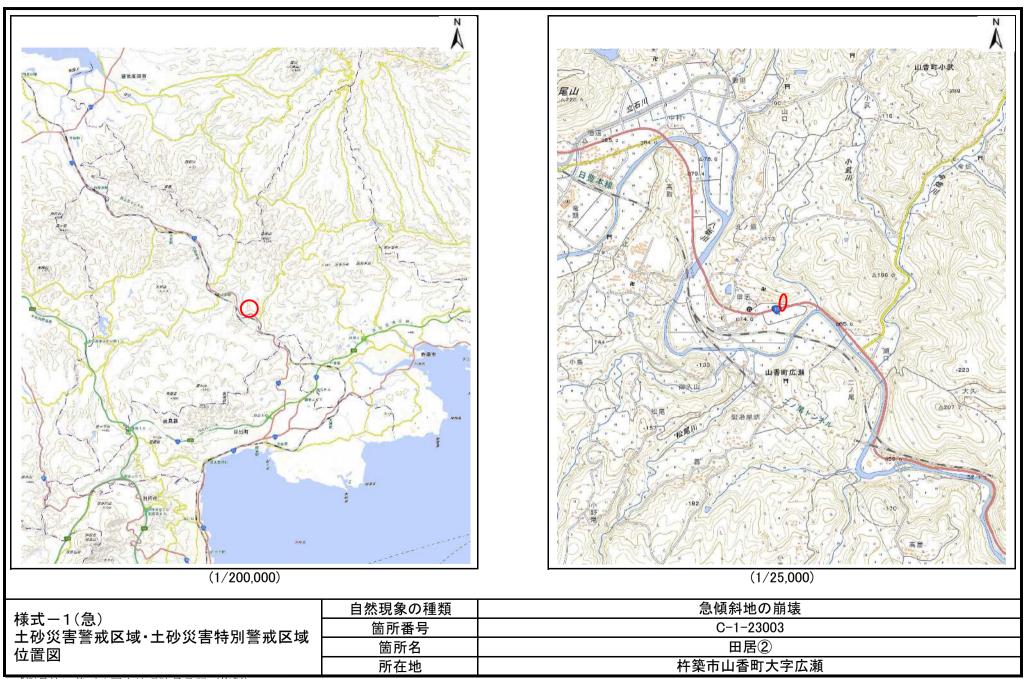
[「]測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R5JHf8」

[「]本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



[「]測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R5JHf8」

[「]本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

